

印紙税過誤納確認申請書の送付先が変わります。

- 令和8年7月10日から「東京国税局大手町業務センター^(※1)」において、**品川税務署・荏原税務署・目黒税務署・世田谷税務署・北沢税務署・玉川税務署・渋谷税務署^(※2)・豊島税務署・立川税務署・東村山税務署**の一部の内部事務^(※3)を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしており、**令和8年7月10日以降、「印紙税過誤納確認申請書（確認の対象となる文書を含みます。）」を郵送で提出される場合は、「東京国税局大手町業務センター」宛てに送付していただきますようお願いいたします。**

- ※1 令和8年7月10日から業務センター大手町分室（現行）の名称を変更することとしております。
2 令和8年7月10日から渋谷分室が大手町分室に統合されることにより、渋谷税務署管内の皆様の書類の送付先が渋谷分室から大手町分室に変わります。
3 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

宛先：東京国税局大手町業務センター

〒100-8156

東京都千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館

- 「印紙税過誤納確認申請書」の処理にはお時間をいただきます。
(注1) 文書の課否判定等の個別の照会は、事前に税務署に照会日時等をご予約いただいた上で、ご相談ください。
(注2) 充当請求をご希望される場合は、事前に税務署にご相談ください。
- **確認の対象となる文書の返却を希望される方へ**
郵送での返却を希望する場合は、大手町業務センターから後日、簡易書留で返却するため、返信用封筒は不要です。
なお、税務署の窓口で返却を希望される場合は、文書をお預かりする際に交付した「預り証（交付用）」を大切に保管し、文書の返却時に「預り証（交付用）」を必ず持参してください。

ご不明な点がございましたら、管轄税務署の担当職員までお尋ねください。

